

# 特集 心の障壁をなくして 共に暮らす社会へ

バリア

## 障がいに関する2つの条例を施行

4月1日から「塩竈市障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例」（略称 差別解消条例）と「塩竈市手話言語の理解及び障がいの特性に応じたコミュニケーションの促進に関する条例」（略称 手話言語コミュニケーション条例）が施行されました。

2つの条例は、障がいを理由とする差別の解消に向けて主体的に取り組み、市民一人ひとりが障がいの有無によって分け隔てられることなく暮らすことができる「共生社会」の実現を目的としています。

市内には、約53,000人が暮らしています。誰もが暮らしやすい社会にするためにはどのようなすればよいか、一緒に考えてみませんか。

### 市独自の条例作成に向けて 意見を集めました

平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行され、本市では、市独自の条例づくりに向けて、障がい者関係団体との意見交換、アンケート、タウンミーティングなどを行いました。実際に寄せられた意見を紹介します。

- 差別するつもりで、差別している人はいないと思います。知識がないから、差別と受け取られる言動をするのではないのでしょうか。
- 障がいに対する正しい知識をつけることが大切。正しい知識がないと、理解することは難しい。



- 情報の格差が差別を生んでしまうのかもしれない。この差をどのようにして埋めていくかが重要。

- 関わるのが大切だと思う。障がいについて理解してほしい。
- 条例を作っただけでは、差別解消にはならない。作った後がとても大事だと思う。



▲障がい者差別解消タウンミーティングは、時間・場所を変えて全3回開催し、障がいの有無に関わらず多くの人が参加した。(写真：9月13日 塩竈市公民館)

## Interview

### 条例をきっかけに、理解が深まってほしい

2つの条例が、県内でも早く制定されたことは、うれしいです。昔に比べて周りの環境は変わってきました。私は視覚に障がいがありますが、一人で外出すると、皆さんが声をかけてくれ、理解が進んでいると感じています。私は「宮城の福祉は、地元から」と思い続けてきました。障がいを知ってもらうためには、障がいのある人自身もコミュニケーションを図ることが必要だと思います。私たちから声をあげることでコミュニケーションが図れて「こうしてもらえるといいな」などを伝えやすくなります。

この条例をきっかけに、障がいのある人も、ない人も、みんなで考えたり、少しずつ行動したりして、理解が深まっていけばいいと思います。



塩釜視覚障害者福祉協会  
会長 柿沼 正良さん

必要なのは、  
理解する気持ちと正しい情報

「正しい理解が必要」「関わりをもつて理解してほしい」という意見が多くありました。障がいのある人に対する理解が少なく、それが差別や偏見につながる恐れがあります。条例が制定されただけでは、差別解消にはつながりません。

障がいのある人もない人も、互いをよく知り、理解することが大切です。そうすることで、生活する中でさまざまな困りごとに気付き、解消のために何をすればよいかを考え、共生社会の実現につながります。

塩竈市の17人に1人は、  
何らかの障がいを持っている

市内には、平成31年3月31日時点で障がい者手帳を持っている人が、3,089人います。これは、人口の5.7%、約17人に1人にあたります。ほかに、生活上の困難を感じている人も、何らかの障がいを持っていると考えられます。

性格や容姿が全く同じ人がいないように、障がいの種類や程度は一人ひとり異なります。社会での困りごとや、それを解決する方法も、共に暮らす人の分だけあります。

障がいを身近なこととして意識し、感じ、理解することで、共に気持ちよく暮らすことができる社会へつながります。皆さんも、少しでもだけ関心を広げて、障がいについて一緒に考えてみませんか。



☎ 生活福祉課障がい者支援係  
364-1131 FAX 366-7167

## Question

### 2つの条例の内容は？

#### 塩竈市障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例 (差別解消条例)

この条例は、障がいを理由とする差別の解消に向けての必要な事項や、差別に関する問題解決に向けた手続きなどを定めています。県内では、仙台市、石巻市に次いで3番目に制定されました。

差別の基準を示すことで、障がいのある人、ない人双方にとって差別の未然防止につながります。市民参加による条例の制定が、市の姿勢を示すとともに、市民意欲の醸成にもつながります。

#### 塩竈市手話言語の理解及び障がいの特性に応じたコミュニケーションの促進に関する条例 (手話言語コミュニケーション条例)

この条例は、手話を言語と認識し、手話に対する理解の促進、および障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の理解と環境整備などへの取り組みについて定めています。県内での制定は初めてです。

## Interview

### 「関わること」が大切

塩竈市ひまわり園の運営など、障がいを持つ子どもや障がいを持つ人が、地域で生活するための支援事業を行っています。

障がいを理解しようとするとき、大切なのは「関わること」だと思います。そのなかで、障がいを個性として捉えていけるのではないのでしょうか。障がいを持つ人と触れ合う機会が少ないことで、理解することができず、差別につながってしまうのかもしれない。

関わる機会がないな…という方は、障がい者支援施設などの行事やボランティアに参加してみるのはいかがでしょうか。良いきっかけになると思いますよ。



認定NPO法人 さわおとの森  
副理事長 高橋 繁夫さん